

## 会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		川西市都市計画審議会		
事 務 局		都市住宅部都市政策室都市計画課 内線(2921)		
開 催 日 時		平成16年3月25日(木) 午後1時30分～4時00分		
開 催 場 所		みつなかホール 文化サロン		
出 席 者	委 員 (敬称略)	大西庄衛、糟谷佐紀、崎田喜美枝、篠木良夫、久隆浩、三輪康一、村上祐章、住田由之輔、西山博大、安田忠司、中礼思無哉、横谷弘務、大田伊佐男、林正己、川本修、田中博		
	幹 事	南野・石川・亀地・鶴川		
	事 務 局	木村・高橋・西田・酒本・小野		
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴人数	9 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会 議 次 第		(1)議案第1号 阪神間都市計画生産緑地地区の変更(南部21生産緑地地区ほか7地区)(川西市決定) (2)阪神間都市計画地区計画(多田グリーンハイツ水明台地区地区計画)の説明(川西市決定) (3)その他		
会 議 結 果		(1)議案第1号については原案のとおり可決されました。 (2)(3)については説明を行いました。		

議 事 録 (発言要旨)

発 言 者	発 言 内 容
議 長	<p>皆さんこんにちは。            本日は、平成15年度、第3回、川西市都市計画審議会を開催致しましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本日は議題といたしまして、1件、久代1丁目の区画整理が完了したことに伴う、生産緑地地区の変更についてご審議いただきまして、答申を賜りたいと思います。</p> <p>その後、地元で協議を重ねてきておられます水明台地区の地区計画につきましてご説明させていただく考えでございます。また、その他といたしまして広域ゴミ処理施設のその後の経過につきまして事務局から報告を受けることとしております。どうか最後までよろしく、ご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。</p> <p>始めに、新たに就任されております委員の方をご紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>審委員紹介</p> <p>なお、事務局として、本日都市計画課のほか、建築審査室、開発指導課、都市整備課の方からのそれぞれの担当職員がまいっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>ここで委員の出欠についてご報告させていただきます。委員20名の内、本日もご出席していただいておりますのは16名でございます。なお、学識経験者の太良木(たらき)委員様 名越(なごし)委員様 船岡(ふなおか)委員様 宝田(ほうだ)委員様は都合により欠席でございます。これにより、川西市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により半数以上の委員がご出席されておりますので、本日の都市計画審議会は成立いたしましたことをご報告いたします。それでは議事進行につきまして、議長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、議事を進めさせていただきます。</p> <p>まず始めに、議題1、議案第1号 阪神間都市計画生産緑地地区の変更(南部21生産緑地地区ほか7地区、川西市決定)を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(説明)</p>
議 長	<p>説明が終わりました。只今の説明につきまして、質疑・意見等、一括してお受けしたいと思います。ご質疑・ご意見ございませんか。</p>
委 員	<p>一つは生産緑地とそうでないところが出来てしまう関係で、当然区画整理事業をやられた方は承知でこういう形でされるんでしょうが農業をされる方との不都合は当然起きないでしょうねという心配があるのが一つと、真ん中の道路の供用開始が予定がいつか決まっているのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>1点目は、地権者の権利関係は大丈夫かと言うこと、2点目は道路の供用開始ということで1点目は私から2点目は担当所管課から答えさせていただきます。まず権利関係ですがこの土地利用につきましては、すべて換地という形で終えておまして、すべて実印をもって終了したと聞いております。</p>
事 務 局	<p>供用開始のご質問でございますが、今、当区画整理組合が換地処分を年の初めに終わらせて、地下の埋設工事を今現在施工させていただいております。これが今年度末までに完了いたしますので年度が代わり次第、舗装工事に着手し、公共施設として引き継ぐ等の業務がおわりましたら、5月の連休明けを目途に開放したいと考えております。</p>

委員	その供用開始をされる中で西側の道路等の取り付けと周辺の住民の方との話は了承を得ているということで問題はおきないんでしょうね。
事務局	区域の西側の市道24号線という道路に新たに区画整理事業でこしらえましたこの図面で申しますと真ん中に9mの道路がございます。また、歩道の幅員が3m設置しておりますので車道部分としては6mになりますが、それが西の区域界の市道に接しておるといような内容になっております。当然、この事業を開始する前段で周辺住民にこの工事内容をご説明申し上げまして、事業を着手しておるとい内容になっておりますし、また、歩道の整備をすることによって安全対策にも充分配慮した形の事業計画になっておろうかと考えております。
委員	区画整理事業の結果、ねらいといたしますが、道路を広くし、併せて、換地ですっきりした形になっていきますが、色を塗っていないところは住宅になるのですか。
事務局	この区画整理事業は、土地所有者14名の方が土地区画整理組合を設立されて、事業の目的といたしましては、土地利用の増進、及び、公共施設の整備によるスプロール化の防止という2点を目的に事業を着手しておるとい内容でございます。当然組合施工という区画整理でございますので、その事業財源も組合員さんの負担ということになりますので、保留地というものを設けまして、それを組合員さん以外に売却する事によってその事業費を保留地の処分によって生み出してきたという経過になっております。図面でこの生産緑地以外に着色しておらない部分がございますが、保と書いておりますのが保留地で3カ所ございまして、2090㎡の確保し、既に事業資産として売却させていただいております。残り着色しておらない部分は、元々生産緑地ではなく宅地化農地を選択しておられた方々をそのあたりに換地させていただいております。我々、換地計画を作成するときには農業用地の中に当然宅地化農地が混ざっておりますので出来るだけ農業の継続に支障がないような集団的に農業が継続できる部分、宅地化出来る部分を分けるべく区画整理法の枠内で配慮させていただいております。
委員	よく分かりました。もう1点確認したいのですが、街区公園とありますが、これは新たにここへ公園を設置するということですか。
事務局	はい。土地区画整理法の中では、区域面積の3%以上を公園として提供しなければならないと規定されておりますので、この610㎡の公園でございますけども、ここでは街区公園という名称を使っておりますが、組合員14名の減歩、いわゆる負担で生み出した土地でございます。公園という性格上、周辺の住民の方もお使いになるといことでその辺も配慮しながらこういう位置に換地をさせていただいたということなんです。
委員	これは市が管理する公園になるのですか。組合が管理する公園ですか。
事務局	組合が設置しました公園ではございますが、土地区画整理組合が事業終了後、解散をいたします。この事業で設けました道路・公園・水路等々の公共施設につきましては川西市がその管理を引き継ぐということになるかと思っております。先程申し上げましたようにまだ舗装工事が道路の場合、出来ておりませんのでこの舗装工事が終了次第、川西市の方に公共施設としての引き継ぎを行うべく今現在は協議をさせていただいている最中でございます。
委員	この事業には直接関係ないかもしれませんが、先程の道路の延長で川西伊丹線に将来つなげるのですか。

事務局	<p>当初、この久代1丁目土地区画整理組合を立ち上げるときに出来るだけ区域を、大きくって公共施設の整備をしたいという思いがございましたので、組合の当時認可申請者である準備組合の方々とお話を申し上げまして、この市道24号から西に県道まで農地がございますので、含めて事業をしたいと地元で話を運んでもらいたいと準備組合にお願いはしたのですが、いろいろと協議が難航したと言うことで、結果的には今出来上がっております区域で事業を実施せざるを得なかったということでございます。それで、この事業の中で9m道路を県道まで結ぶとなると区画整理事業ではなかなか難しいございますので公共施設の引き継ぎがおりますとその接続に関しましては、別途、いろんな方法で検討していかねばならないということでございます。</p>
委員	<p>要は市道から市道はつなげるが、あとは、ちょっとわからないということですか。</p>
議長	<p>区画整理事業では出来ないの、他の方法で検討せざるを得ないということだと思います。</p>
委員	<p>今の件で区画整理ではしなくて良いが、その後、市・県で協議するか教えていただけますか。分からなければ結構です。</p>
事務局	<p>区画整理の性格上事業区域が限定されておりますので、それから発生します交通量や現況の形態から見れば生活道路上問題があるということになれば、市の道路管理者のもと改良も視野に含め、検討していかねばならないと考えております。</p>
議長	<p>他に、ご質問ご意見等ございませんか。ないようですので、これで質疑等を終了させていただき、採択に入らせていただきます。お諮りをいたします。 議案第1号阪神間都市計画生産緑地地区の変更(南部21生産緑地地区ほか7地区、川西市決定)につきましては、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">「異議なし」の声</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。議案第1号は原案のとおり決定いたします。只今、お配りしていますとおり市長宛に本審議会の答申をさせていただきます。</p>
議長	<p>次に、議題(2) 阪神間都市計画地区計画(多田グリーンハイツ水明台地区地区計画川西市決定)の説明を議題といたします。それでは、事務局説明を願います。</p>
事務局	<p>(説明)</p>
事務局	<p>(意見書の説明)</p>
議長	<p>説明が終わりました。只今の説明につきまして、ご質問等、ございませんか。なお、本審議会では説明を聞きまして、今原案ですので案が出来ますと再度、議案として、今後、この審議会に提案される予定の案件でございます。</p>
委員	<p>説明の過程で2・3お聞きしたいのですが、水明台まちづくり協議会の方が2年がかり位で大きな地域をやっていたことに敬意を表したいと思います。また、その過程で勉強会・協議会などをこうしてやってこられたということでそのように思っておるんですが、それで2・3お聞きしたいのは、この中で2戸の長屋や共同住宅についての内容が、その地域の方がまとめたので、異存はないのですが、近隣商業地域と第2種低層住居専用地域の道路沿いのところで建築基準法と地区計画の段階とでどこか変わったかということをお教えしてほしいのと、戸建てじゃなしに2戸までの長屋や共同住宅は良いということをおっしゃられておられるので、簡単にそのあたりをお教えください。大きなところは2分割するとか、隣同士で長屋を建てるとかそういう利害は分かるんですが、もう少しそのあたりの詳細の計画をお教えください。議案については、なにも言うことはございませんが、詳細の説明をしていただきたいと思います。</p>

事務局	<p>長屋・共住ということですが、基本的にほとんどが現在、戸建て住宅地でございます。ただ、それを将来皆さんがお持ちの資産を有効利用を考えたときに、あるいは子供たちと一緒に住みたいと考えられたときに戸建て住宅ではなかなか難しいということでご判断されまして、共住・長屋も認めていこうじゃないかということになっています。それと近隣商業地域でございますが、現在水明台地区の近隣商業地域は、2階建ての店舗等が建ち並んでおりまして、地区計画を決めたから大幅に変わると言うものではないと考えております。</p>
委員	<p>道路沿いのところや近隣商業のところでは10mの高さが建たないと言うことは理解はしているのですが、165㎡で具体的に建物の大きさがどの程度になるのか、教えてください。家を売ったり分割すると言うことは分かりますが、どの程度の大きさでしたらどの程度まで出来るかを説明してください。つまり、戸建ての家は165㎡あるのを2分割出来ないと言うことを聞きたいので説明してくださいということです。</p>
事務局	<p>議2-2をご覧くださいまして敷地面積の最低限度、低層住宅地区A・Bは165㎡となっております。したがって、例えば、現在165㎡を切れるところは認めざるを得ないのですが、300㎡の土地を2分割して1戸ずつ建てることは出来ないということになります。すなわち330㎡以上あれば、2戸建つということになります。</p>
委員	<p>そういうことですね。そう理解していたのですが、現実問題はそういう土地は非常に少ないと思うんで、将来隣同士で売ったりすれば別ですが戸建ての家ではあまり対象となる土地は少ないと言うことをききたいのですが、あくまで今の現状で教えてください。</p>
事務局	<p>水明台地区で一番大きな宅地は500㎡を超えるものがございます。また、平均で180㎡程度が一番多く、165㎡をきる宅地は3宅地ございます。このあたりを配慮されまして、あまり大きな敷地面積を地区計画で決めていくと将来いろんな面を考えられたことと、現在の住環境を維持していきたいと考えられて50坪で決められたと言うことでございます。</p>
委員	<p>165㎡以上のところは何戸あるんですか。</p>
事務局	<p>全体で1891区画ございまして、165㎡をきるのは3区画でございます。従って165㎡を超えるのは1888区画でございます。</p>
委員	<p>すいません。聞き方が悪かったです。330㎡を超えるところです。</p>
事務局	<p>すいません、そこまでは今は分かりません。</p>
委員	<p>そしたらわかりました。地区計画をよく作っておられ、そういう配慮もしていただいたということについて良く理解しておりますので、ありがとうございました。</p>
委員	<p>2点お願いします。この地区にかかっている用途地域についてお伺いしたいのと、建築協定の内容と期限について教えてください。</p>
事務局	<p>議2-5をお開きいただきますとわかりにくいですが用途地域が書いてございます。グリーンのところが第1種低層住居専用地域でございます。その東側の道路沿いのところが第2種低層住居専用地域でございます。こちらが低層住宅地区Bでございます。それから、近隣商業地区が用途地域で言えば、近隣商業地域でございます。</p>

委 員	ピンク色のところですね。
事 務 局	そうでございます。
委 員	容積率はどうですか。
事 務 局	第1種低層住居専用地域につきましては、建ぺい50、容積80でございます。第2種低層住居専用地域もおなじでございます。近隣商業地域については、容積200、建ぺい80でございます。
事 務 局	建築協定についてですが、水明台全体にかかっているわけではございません。それぞれ一部ずつかかっておりまして、建築協定としては2カ所定まっております。1カ所につきましては昭和62年に建築協定が策定されておりますので、期限としましては20年できますのであと3年ほどできます。もう1地区は平成4年7月に策定されております。そちらの方は後8年間ありますが、地区計画と建築協定の差異を今後、どうしていくか建築協定のみなさまのご意見を聞きながら考えていきたいと思っております。
委 員	元々は開発者がやった一人協定でしょうか。
事 務 局	そうでございます。
委 員	内容は細かくなりますが、先程もありましたが共同住宅みたいなものは建築協定については、認めないのですか。
事 務 局	建築協定の内容ですが、親子2世帯2戸1という表現がありますので地区計画と大差はないと考えております。
委 員	垣柵塀の制限はありましたか。
事 務 局	はい。建築協定では生け垣、フェンス等、緩衝緑地帯等の指定の内容がございます。
委 員	地区計画にある地盤面から1.5mという内容はありませんか。
事 務 局	1.5mという内容はありません。
委 員	私もこのような地域の方が自分たちの住む環境を良くしようと決められていくことに賛成であります。特に低層住宅の地域に大きなマンションを建ててくるという事柄が多くあり、それに対する規制をしようと始められたと思うんですね。そういう中で私自身は、あまり問題ないなと思っていたんですが、反対意見と一言で一人の方が出されている中で反対意見というのはこの間、どんな問題が意見をだされている方以外にはどんなところで問題が出てきたのかお聞かせ願いたいなと思っております。
事 務 局	様々な問題がアンケートを通じて出てきたとお聞きしております。それでまちづくり協議会の方は、様々な疑問についてすべて返事をされておられます。その方がそれで納得されるかどうかは別問題でございますが、みなさまのご意見を聞いて地区計画に反映出来るものについてはオーソライズしていこうと、ただ、反映できない犬の散歩がどうのこうのなどは別の事で考えていこうとすることですみ分けをされておられます。地区計画を定めると言うことは地域で今、問題になっておりますのは、どういう事が、それと将来的にどういふふうにまちづくりをやっていくかということで自分たちの町を真摯で考えられるというメリットがある中で地区計画で反映できない問題点については、別の自治会やあるいは別の機関で決めていこうとされております。

委員	<p>本来ならそういう出てきた疑問点等もお聞きしたいなと思いますが、それはおいといて、165㎡以下が3区画あるということですが立て替えようとする場合や改修することも出来なくなるのかとすることを規定の中でどのようにするのが疑問であることと、若い人の柔軟な発想との思いの違いというのがあるんですが、周辺との調和のとれたということを判断するのはまちづくり委員会がされるのかまた、別の機関がされるのか、疑問があります。そして、もう一つ屋外広告物に5㎡以下の規制をすることですが面積には別に問題がないとは思いますが、美観風致を害さないものというところが気になるんです。というのは、私、政党のポスターを地域の方に頼んで貼ることが事があるんですが、宝塚で、ある自治会長さんが自分の家に政党のポスターを貼ったにも関わらず、それは美観に反するからはずせという態度をとられたという事例を聞いたもので、こういう表現が自由な意志を阻害するのではないかと懸念がありまして、どうゆうなことでこれを明記し、しかもどのようにこれを活かそうとしているのかお聞かせください。それと、一番心配しているのは、地域外の川との間の斜面地に高いマンションを建てようとするのがよくあるのですが、そういうことはさせないと言う指導が行政として出来るのか教えてください。</p>
事務局	<p>まず、最低敷地面積の165㎡をきれているものはどうするのかということですが、議2-2を見ていただきたいと思います。そこにただし書きがございまして、ただし、現に建築物の敷地として使用されている土地、又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地について、その全部を一の敷地として使用する場合を除く。と書いてございます。これは、すなわち現在きれているものであっても結構ですよということでございます。ただ、これから地区計画を制定後、分筆されて165㎡をきれるのはだめですよということで理解していただきたいと思います。それと、屋外広告物の件ですが、ポスターがどうかということまでは、地区計画の方で判断基準がないんですが、一般的に自己の用に供し、美観風致を害さないものという表現がございまして、これが非常に判断基準が難しいところでございます。ある人は害さない、ある人は害するということになるんでしょうが社会一般常識的な方向で考えていかなければならないかなと思います。</p>
事務局	<p>若い人を定着させるにはどう判断したかということですが若い人を定着させるために2戸までの長屋や共住も認めると言うことも配慮されて、提案されていると聞いております。それと、地域外の開発については、現在この付近についての斜面地については将来的にもお考えになっておらないという地域外の開発については、しかるべき、法律に基づいて整理していきたいということでございます。</p>
事務局	<p>付け加えますが、議2-5を開いていただきまして、猪名川に面した区域外の部分は、部分的に一部個人地はございますが、ほとんど90%以上が市の緑地でございまして、それが、家建つとかいうのは今のところ考えられません。</p>
委員	<p>周辺との調和に配慮した建築物という事を判断する部署というのはどこになるのですか。</p>
事務局	<p>まず、地区計画が制定されますと、工事着手30日前までに地区計画の届出が必要になっておりまして、これらの内容が地区計画の地区整備計画にマッチしているかという審査を都市計画で指導していく形になります。</p>
委員	<p>この地区計画で非常に環境を作られることはいいとは思いますが、意見書の件やこのエリアの中で一部だけ近隣商業地域のエリアがあるのですがこの方たちの全員の同意があって地区計画が作られているのかとすることに疑問を持っております。用途地域で近隣商業を決められていてそれを含めてこの方たちの資産価値というか権利だと思うんですが、高さ制限で10mを超えてはいけないという低層住宅と同じような制限をかけられているのですが、この制限は近隣商業地域ではかなり厳しい制限かなと思うのですが、このあたりの地権者全員の同意を得ているのか納得されているのか疑問に思います。特に意見書が出されている中で、うまく話し合えたのか話し合えていないのではないかと危惧しておりますのでお聞かせください。</p>

事務局	<p>まず、意見書につきましては、文面どおり受け取るとそうかもしれませんが、実は、この方はまちづくり協議会の役員でございます。役員の中でいろんな話し合いをされた中で十分協議をされたと聞いておまして、また、そういう中に参加していく中で、充分協議されたと理解しております。ただ、人によっては自分の意見がなかなか聞いていただけなかったらどうしてもという方がいらっしゃると思いますので、この意見書がすべて正しいと言うことではないと地元の方から聞いております。それと、近隣商業地区の権利者の方々につきましては、おっしゃるとおり、10mという非常にきつい制限となっております。これにつきましては、当然きつい制限になると言うことで我々の方も地元のまち協の方に対してこれはかなりきついですよと再三再四申し上げておるんですが、ただ、多田グリーンハイツの場合は、7階建ての高層マンションが計画されたことがありまして、非常に住環境が悪くなるということで、住民パワーで3階建てになったという経緯を踏まえられて、この町の近隣商業地域といえども、10mをベースに考えていきたいということで、近隣商業地域の方々を集められて、お話をされたと聞いております。その中で10mと言うのは確かに一般的に見るときつい訳ですが、納得の上、地元案として決定され、提案されたと言うことでございます。</p>
委員	<p>地区計画は全員合意で証明とかいるのですか。全員合意でなくて良いのですか。</p>
事務局	<p>地区計画は、建築協定とは少し異なりまして、合意形成を図るという文言が書いてございます。いわゆる合意形成が出来れば良いということでございます。その合意形成を図るのにどのようにしたらよいかということになりますが、アンケート調査をして地元案としてこれによろしいか、どうですかというアンケートの合意形成をみた上で合意が出来たと言うことで市は判断させていただいております。</p>
議長	<p>区画が1891区画ということですが、地権者と建物の権利者をあわせると63haと言えば、相当大きな地区計画だとは思いますが、何人くらいいるのですか。</p>
事務局	<p>現在のところ、権利者数は約2669名おられます。</p>
委員	<p>再確認ですが、地区計画の方針はなかなか目的が明確にならないのですが、地区整備計画の内容を見せていただきますと、低層住宅地区AおよびBでは、宅地の細分化を防止したい、と言うことがひとつの目的それから、特に低層住宅地区Aでは大規模宅地での集合住宅の建設を防止したいという2点が大きな目的ではないかなと理解をしておりますし、近隣商業地区では高層のマンションの建設を主に禁止をしたいという目的で大筋が作られているという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりでございます。</p>
委員	<p>そこでひとつ気になっているところがございますが、ほとんど起こらないケースとは思いますが、低層住宅地区Bで区画の併合が起こった場合にはマンションの建設が可能になってくるという可能性が出てきますがそれについては許容しようということで理解させていただいてよろしいですか。</p>
事務局	<p>低層住宅地区Bは道路沿いの1宅地分の幅15～18mしかございませんので、高さ制限やいろんな関係で大規模なマンションは想定はしておりません。</p>
委員	<p>確率的には0に極めて近いとは思いますが、数区画集まった場合は、2階建ての集合住宅という可能性は出てきますよね。</p>
事務局	<p>はい、出てきます。</p>

委員	それは、ほとんど確率が0と言うことであえてここでは規制をしなかったという理解でよろしいですか。
事務局	出てきてもある程度許容していこうという地元の考え方でございます。
議長	他に何かございませんか。ないようですので、地区計画の説明につきましてはこれで終了させていただきます。
議長	次に、議題の3でございますが、その他で、先の都市計画審議会で説明のございました広域ごみ処理施設のその後の経過等につきまして、事務局から報告がございますの。それでは事務局、説明をお願いします。
事務局	(説明)
議長	広域ごみ処理施設につきましてのその後の経過の報告でございましたが、この件につきまして、何かご質問等はございませんか。
委員	広報の掲載はどういう内容をかかれるんですか。公聴会を行いますよという程度のものでしょうか。
事務局	広報の掲載につきましては3月1日号と4月1日号とここに記載させていただいておりますが、3月1日号につきましては、公聴会開催と縦覧及び意見書の受付について記載させていただきました。4月1日号に関しましては縦覧期間は終わっておりますが意見書の受付が4月5日までありますのでそれのご紹介という形になります。
委員	出来れば大きめに要求してください。やっぱり環境影響評価での公聴会が昨日行ったのですが、その中でも困みが小さいという意見が出ておりましたので重要な事だと思いますので出来るだけ大きくして掲載していただければありがたいと思います。
事務局	広報の方へその旨進言しておきます。
議長	他に何かございませんか。ないようですのでその他の報告につきましては、これで、終わらせていただきます。以上で本日の議題はすべて終了いたしました。事務局何かございませんか。
事務局	誠に申し訳ございませんが、この都市計画審議会の任期がこの3月末で終了いたしますが、また、引き続き委員会にご収集いただきますようよろしくお願いいたします。
議長	それでは、これで、平成15年度第3回川西市都市計画審議会を終了させていただきます。慎重なご審議、ありがとうございました。